

## 生駒市男女共同参画行動計画(第4次)策定等概要(案)

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画行動計画を策定し、それに基づき男女共同参画社会の実現に向けた取組を行っている。</li> <li>・毎年度、前年度の実施状況について検証している。</li> <li>・現行の第3次計画の計画期間が令和6年度末で満了を迎える。</li> </ul>	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や地方自治体で継続的に取り組んでいるものの、世界経済フォーラム「ジェンダー・ギャップ指数 2022」で日本は146カ国のうち116位と欧米諸国との比較だけでなく、アジアの中でも下位。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大により全国的に顕在化したDVや性暴力の増加や、女性の雇用、所得への影響等</li> </ul>
策定の概要	<p>令和5年度に市民意識調査や職員部会等で現状分析、意見聴取を行う。令和6年度に策定。</p> <p>行動計画は、「生駒市男女共同参画推進条例」第10条に策定を規定しているものであり、また、「生駒市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」及び「生駒市女性活躍推進計画」の2計画も本計画に位置づけ、3計画を一体的に策定するもの。</p>		
	R5 年度	R6 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識調査等</li> <li>・市男女共同参画施策推進会議を通じた職員アンケート</li> <li>・男女共同参画審議会の意見聴取</li> <li>・意識調査の結果報告書の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定</li> <li>・市男女共同参画施策推進会議を通じた庁内調整</li> <li>・男女共同参画審議会の意見聴取</li> <li>・パブリックコメント</li> <li>・計画書の作成</li> </ul>	
見込まれる効果	<p>本計画を継続的に策定することにより、男女共同参画社会の実現に向けた取組が継続的・全庁的に実施され、『生駒市男女共同参画都市宣言』にある「あらゆる人が心豊かに生き生きと暮らせる生駒市」を築くこととなる。</p>	意見聴取方法と反映箇所	<p>計画策定過程において意識調査を行う(条例第10条に規定)</p> <p>対象者：市民(16歳以上)、市内事業者、市職員、中学生(新規)※オンラインでの回答も検討</p>
根拠法令	<p>市：生駒市男女共同参画推進条例</p> <p>国：男女共同参画社会基本法</p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</p> <p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律</p>	他市事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する計画策定：全国市区 98.3%(R3.4 現在)</li> <li>・県内 12 市での策定状況</li> <li>男女共同参画：12/12、DV防止：11/12、女性活躍：10/12</li> <li>・埼玉県久喜市、千葉県成田市、山梨県甲府市などで中学生等についても意識調査を実施</li> </ul>

## ■本市の策定状況

平成8年度 生駒市女性行動計画 女(ひと)と男(ひと) You&I(ゆうあい)プラン

平成17年度 生駒市男女共同参画行動計画 女(ひと)と男(ひと) You&I(ゆうあい)プラン(第2次)

平成27年度 生駒市男女共同参画行動計画 You&I(ゆうあい)プラン(第3次)

平成27年～令和6年(前期実施計画5年、後期実施計画5年)

※ この第3次行動計画が令和6年度で満了するため改定するもの。

## ■計画の性格

「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえた「生駒市男女共同参画推進条例」第10条に規定する男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(行動計画)。

## ■計画の位置づけ

本計画は以下の3計画を一体的に策定するもの

### (1)「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画

「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。」

### (2)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画

※ 第3次行動計画(H27)から位置づけ

「市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。」

### (3)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく市町村推進計画

※ 第3次行動計画 後期実施計画(R2)から位置づけ

「市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画([次項](#)において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。」